

出融資及び債務保証採択審査基準（金属鉱物）

令和2年11月2日

2020年（評審）業務通達第104号

【出融資及び債務保証採択審査基準（金属鉱物）】

- I. 本審査基準は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が行う金属鉱物資源の探鉱・開発に係る貸付、出資、債務保証について、採択審査業務を適正かつ円滑に運営するとともに、我が国への金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、機構業務方法書、金属鉱物海外探鉱資金貸付細則、金属鉱物探鉱資金出資細則、金属採掘等資金及び金属権利譲受け資金出資細則、及び金属鉱物海外開発資金債務保証細則に基づき定めるものである。
- II. 貸付、出資、債務保証の採択審査に当たっては、別表に基づき、総合的に審査を行うものとする。

【海外探鉱資金貸付】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	
(1) 対象地域の有望性	<ul style="list-style-type: none"> ① 地質学的背景や周辺の稼行鉱山・鉱床との地質及び地質構造上の関係性から、経済性のある鉱床が賦存する可能性のある地域と評価されること。 ② 鉱区内には、既往調査によって鉱徴や変質帯、物理化学的な示徴（地化学異常、重力異常・磁気異常等の物理探査異常）の存在が確認されていること、又は鉱床母岩となる地層が存在する、若しくは存在が推定されていること。 ③ 既に鉱床の存在が明らかになっている場合は、今後の調査により、開発ステージへ発展する可能性があると評価されること。
(2) 資源量	<p>Preliminary Economic Assessment（以下「PEA」という。）、又は同等のステージ以降の事業の場合、以下を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資源量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は鉱床の特徴に応じた適正な鉱量計算がなされていると判断されること。 ② 探鉱データの品質に問題がないこと。 ③ 探鉱データに基づき、地質モデル及び鉱床の特徴に応じたブロックモデル等が構築され、資源量が適切に算出されていると評価されること。 ④ 探鉱により資源量の拡大を見込む場合、拡大部分の資源量は既往探鉱結果等から合理的に説明可能なものであること、及び探鉱計画と整合性があること。 ⑤ 埋蔵量が計上されている場合、想定される採掘方法、選鉱方法、コスト、鉱石品位等を踏まえたものであること。
(3) 探鉱計画等	<ul style="list-style-type: none"> ① 周辺鉱床や地質構造等に基づき、適格な鉱床モデルが構築されていること。 ② 開発に至るまでの長期的な見通し（スケジュール、予算規模等を含む）があり、妥当なものと認められること。 ③ 対象年度の探鉱計画、探鉱予算は妥当なものであること。

	④ PEA 又は同等のステージ以降の事業の場合、生産計画は、(2)⑤の埋蔵量又は採掘可能と想定される鉱石量と整合性があること。
(4) 個別技術	① 採掘方法、選鉱方法等の個別技術が示されている場合、対象とする鉱床タイプ、鉱石タイプ（鉱物組成、物性、粒径、脈石の状況等）に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、その技術的優位性や実現可能性に根拠があると判断されること。
(5) 開発費、操業費	① PEA 又は同等のステージ以降の事業の場合、開発費、操業費等が、同種の鉱床タイプや周辺地域の実績と照らして適切に見積もられていると判断されること。
(6) 自然環境・社会環境・立地条件	① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、将来の開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効と認められる対処策が示されていること。
2. 経済的審査事項	
(1) 事業の経済性	① PEA 又は同等のステージ以降の事業の場合、技術的審査において妥当と評価された探鉱費、開発費、生産量及び操業費等の見通しを前提に、金属価格・為替レート等について一定の条件を置いたとき、事業のIRR(Internal Rate of Return: 内部収益率)に基づき、一定程度の経済性があると見込まれること。
(2) 生産物販売先	① 開発に至った場合の生産物販売先について、検討がなされていること。
3. 事業実施関連審査事項	
(1) 貸付先等の保有する権利	① 貸付先又はその関係会社（以下「貸付先等」という。）は、探鉱計画の策定など重要事項に関する意思決定に関与できること。 ② 貸付先は、生産物の全部又は一部について、引取権、販売権等を有すること、又は取得する見込みがあると判断されること。
(2) 日本への持ち込み	① 対象事業の生産物に関して、我が国の安定供給に危機が生じた場合は、貸付先等が引取権、販売権等を有する生産物を日本に持ち込むことが可能であると見込まれること。

(3) 事業管理能力及び事業遂行能力	<p>① 貸付先等は、十分な事業管理能力を有していると認められること。</p> <p>② 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業遂行能力及び管理能力があると認められること。 (事業実施者は、対象事業を実質的に管理・運営する法人であり、貸付先等又は貸付先等が指定する法人をいう。)</p>
(4) 投資環境	① 対象国の投資環境について、事業実施に特段の障害がないと見込まれること。
4. 財務的審査事項	
(1) 企業財務 (償還確実性)	① 貸付先又は連帯保証人の経営状況に基づき、貸付金の償還確実性が十分であると判断されること。
(2) 担保評価	① 担保（担保留保物件及び登記留保物件を含む）又は金属鉱物探鉱資金出資及び海外探鉱資金貸付け・海外開発資金債務保証業務要領に定める「担保提供可能物件」の評価額が、貸付金額に対して十分であること、及び換金可能性が十分であること。
5. 政策的審査事項	
(1) 政策的意義	① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。

【探鉱資金出資】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	
(1) 対象地域の有望性	<p>① 地質学的背景や周辺の稼行鉱山・鉱床との地質及び地質構造上の関係性から、経済性のある鉱床が賦存する可能性のある地域と評価されること。</p> <p>② 鉱区内には、既往調査によって鉱徴や変質帯、物理化学的な示徴（地化学異常、重力異常・磁気異常等の物理探査異常）の存在が確認されていること、又は鉱床母岩となる地層が存在する、若しくは存在が推定されていること。</p>

	<p>③ 既に鉱床の存在が明らかになっている場合は、今後の調査により、開発ステージへ発展する可能性があるとして評価されること。</p>
(2) 資源量	<p>① 資源量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は鉱床の特徴に応じた適正な鉱量計算がなされていると判断されること。</p> <p>② 探鉱データの品質に問題がないこと。</p> <p>③ 探鉱データに基づき、地質モデル及び鉱床の特徴に応じたブロックモデル等が構築され、資源量が適切に算出されていると評価されること。</p> <p>④ 探鉱により資源量の拡大を見込む場合、拡大部分の資源量は既往探鉱結果等から合理的に説明可能なものであること、及び探鉱計画と整合性があること。</p> <p>⑤ 埋蔵量が計上されている場合、想定される採掘方法、選鉱方法、コスト、鉱石品位等を踏まえたものであること。</p>
(3) 探鉱計画等	<p>① 周辺鉱床や地質構造等に基づき、適格な鉱床モデルが構築されていること。</p> <p>② 開発に至るまでの長期的な見通し（スケジュール、予算規模等を含む）があり、妥当なものと認められること。</p> <p>③ 生産計画は、(2)⑤の埋蔵量又は採掘可能と想定される鉱石量と整合性があること。</p>
(4) 個別技術	<p>① 採掘方法、選鉱方法等の個別技術は、対象とする鉱床タイプ、鉱石タイプ（鉱物組成、物性、粒径、脈石の状況等）に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、その技術的優位性や実現可能性に根拠があると判断されること。</p> <p>② 海洋鉱物資源を対象とする場合、計画されている採鉱技術、揚鉱技術は、試験結果等に基づき、適格性が高い方法であると判断されること。</p>
(5) 開発費、操業費	<p>① 開発費、操業費は、同種の鉱床タイプや周辺地域の実績と照らして、適切に見積もられていること。</p>
(6) 自然環境・社会環境・立地条件	<p>① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、将来の開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効と認められる対処策が示されていること。</p>
2. 経済的審査事項	
(1) 事業の経済性	<p>① 技術的審査において妥当と評価された探鉱費、開発</p>

	<p>費、生産量及び操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件を置いたとき、事業のIRRが原則として10%程度以上であること。</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
(2) 機構出資の経済性	<p>① 「事業の経済性」と同一の条件を置いたとき、機構出資のIRRが原則として10%程度以上であること。</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
(3) 生産物販売先	<p>① 開発に至った場合の生産物販売先について検討がなされていること。</p>
3. 事業実施関連審査事項	
(1) 出資先等の保有する権利	<p>① 出資先は、事業計画の策定など重要事項に関する意思決定に関与できること。</p> <p>② 出資先又はその関係会社（主に共同出資者のことを指し、以下「出資先等」という。）は、原則として、権利保有比率に応じた生産物の引取権、販売権等を有すること、又は将来確実に取得できると判断されること。</p> <p>③ 契約等において、事業からの途中段階での撤退や権益譲渡等の権利が過度に制限されていないこと。</p>
(2) 日本への持ち込み	<p>① 対象事業の生産物に関して、我が国の安定供給に危機が生じた場合は、出資先等が引取権、販売権等を有する生産物を日本に持込むことが可能であると見込まれること。</p>
(3) 事業管理能力及び事業遂行能力	<p>① 出資先等は、十分な事業管理能力を有していると認められること。</p> <p>② 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業遂行能力及び管理能力があると認められること。</p> <p>（事業実施者は、対象事業を実質的に管理・運営する法人であり、対象事業に権益を保有する主要な外国法人、出資先等又は出資先等が直接、間接にかかわらず出資する外国法人をいう。）</p>
(4) 経営状況等	<p>① 出資先等及び事業実施者は、事業実施に必要な資金力、資金調達能力を有していること。</p> <p>② 事業実施者の経営者（又は経営陣）は、対象事業を適</p>

	<p>切に管理できると認められること。</p> <p>③ 事業実施者の労務面、法務面、税務面において、対象事業の遂行に支障となる事象がないこと。</p>
(5) 投資環境	① 対象国の投資環境について、事業実施に特段の障害がないと見込まれること。
4. 政策的審査事項	
(1) 政策的意義	① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。

【金属採掘等資金出資】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	
(1) 資源量・埋蔵量	<p>(資源量)</p> <p>① 資源量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると評価されること。</p> <p>② 探鉱データの品質に問題がないこと。</p> <p>③ 探鉱データに基づき、地質モデル及び鉱床の特徴に応じたブロックモデル等が構築され、資源量が適切に算出されていると評価されること。</p> <p>(埋蔵量)</p> <p>① 埋蔵量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると評価されること。</p> <p>② 採掘方法、選鉱方法、コスト、鉱石品位等を踏まえて適切に算出されていると評価されること。</p>
(2) 原料鉱石等	<p>① 選鉱、製錬及びこれらに附属する事業（以下「採掘を伴わない事業」という。）が対象の場合、原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。</p> <p>② 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、鉱山に併設された製錬所等で原料鉱石等の調達先が明確な場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵</p>

	量と整合性があること。
(3) 個別技術	① 採掘方法、選鉱方法等の個別技術は、対象とする鉱床タイプ、鉱石タイプ（鉱物組成、物性、粒径、脈石の状況等）に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、試験結果等に基づき、適格性が高い方法であると判断されること。
(4) 開発・生産計画	① 開発計画（採掘方法、採掘計画、プラント設計、堆積場の設計、開発工程等）は、鉱床の特徴や周辺インフラ、地形、気候（高地、熱帯、寒冷地、乾燥地等）等が考慮されていること。 ② 生産計画は、埋蔵量や採掘能力、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。 ③ 堆積場（ズリ、選鉱廃滓、鉱滓等）や廃水処理設備等の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。
(5) 開発・生産体制	① 事業を円滑に実施するために必要な開発・生産体制が構築されていること。 ② 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定される見込みであること。 ③ 初期不良等のトラブルに対して、コントラクターとの契約を含めて適切に対応できる体制になっていること。
(6) 開発費、操業費	① 開発費、操業費は、開発計画、生産計画と整合性があること。 ② 開発費、操業費は、立地環境等を考慮して適切に見積もられていること。
(7) 自然環境・社会環境・立地条件	① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効と認められる対処策が示されていること。
2. 経済的審査事項	
(1) 資金計画	① 開発計画に則した資金調達計画が計画されていること。 ② 借入をしている、又は借入を予定している場合、その返済計画は、生産計画に基づく資金収支見込みと整合性があること。
(2) 借入金返済の確実性	① 開発資金の調達の一部を借入で行っている、又は借入で行う予定の場合、生産計画、開発・操業費、金属価

	<p>格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、想定される変動の範囲で事業環境に不利な条件においても、原則として事業期間における Debt Coverage Ratio (DCR) が 1 を超えること</p> <p>DCR = (元利返済に充当可能な原資の現在価値) / (借入金合計額)</p>
(3) 事業の経済性	<p>① 技術的審査において算定された開発費、生産量及び操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件を置いたとき、事業の IRR が以下のとおりであること。</p> <p>採掘を伴う事業：原則として 7.5%程度以上 採掘を伴わない事業：原則として 6%程度以上</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
(4) 機構出資の経済性	<p>① 「事業の経済性」と同一の条件を置いたとき、機構出資の IRR が以下のとおりであること。</p> <p>採掘を行う事業：原則として 7.5%程度以上 採掘を行わない事業：原則として 6%程度以上</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
(5) 生産物販売先	<p>① 生産物販売契約が締結されているなど生産物販売先が確保されているか、又は確保される見込みがあること。</p>
3. 事業実施関連事項	
(1) 鉱石等供給契約	<p>① 採掘を行わない事業が対象の場合、鉱石等供給契約を締結している、又は締結する見込みであるなど、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。</p>
(2) 出資先等の保有する権利	<p>① 出資先は、権益保有比率に応じて、事業計画の策定など重要事項に関する意思決定に関与できること。</p> <p>② 出資先又はその関係会社（主に共同出資者のことを指し、以下「出資先等」という。）は、原則として、権利保有比率に応じた生産物の引取権、販売権等を有する</p>

	<p>こと。</p> <p>③ 契約等において、事業からの途中段階での撤退や権益譲渡等の権利が過度に制限されていないこと。</p>
(3) 日本への持ち込み	① 対象事業の生産物に関して、我が国の安定供給に危機が生じた場合は、出資先等が引取権、販売権等を有する生産物を日本に持込むことが可能であると見込まれること。
(4) 生産開始時期	① 当該事業からの生産開始が、機構出資後5年以内と見込まれること。
(5) 事業管理能力及び事業遂行能力	<p>① 出資先等は、十分な事業管理能力を有していると認められること。</p> <p>② 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業遂行能力及び管理能力があると認められること。</p> <p>(事業実施者は、対象事業を実質的に管理・運営する法人であり、対象事業に権益を保有する主要な外国法人、出資先等又は出資先等が直接、間接にかかわらず出資する外国法人をいう。)</p>
(6) 経営状況等	<p>① 出資先等及び事業実施者は、事業実施に必要な資金力を有していること。</p> <p>② 事業実施者の経営者（又は経営陣）は、対象事業を適切に管理できると認められること。</p> <p>③ 事業実施者の労務面、法務面、税務面において、事業の遂行に支障となる事象がないこと。</p>
(7) 投資環境	① 対象国の投資環境について、事業実施に特段の障害がないと見込まれること。
4. 政策的審査事項	
(1) 政策的意義	① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。

【金属権利譲受け資金出資】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	

<p>(1) 資源量・埋蔵量</p>	<p>(資源量)</p> <p>① 資源量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると評価されること。</p> <p>② 探鉱データの品質に問題がないこと。</p> <p>③ 探鉱データに基づき、地質モデル及び鉱床の特徴に応じたブロックモデル等が構築され、資源量が適切に算出されていると評価されること。</p> <p>(埋蔵量)</p> <p>① 埋蔵量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると評価されること。</p> <p>② 採掘方法、選鉱方法、コスト、鉱石品位等を踏まえて適切に算出されていると評価されること。</p>
<p>(2) 原料鉱石等</p>	<p>① 採掘を伴わない事業が対象の場合、原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。</p> <p>② 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、鉱山に併設された製錬所等で原料鉱石等の調達先が明確な場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵量と整合性があること。</p>
<p>(3) 個別技術</p>	<p>(開発事業)</p> <p>① 採掘方法、選鉱方法等の個別技術は、対象とする鉱床タイプ、鉱石タイプ（鉱物組成、物性、粒径、脈石の状況等）に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、試験結果等に基づき、適格性が高い方法であると判断されること。</p> <p>(生産事業)</p> <p>① 操業又は操業立ち上げにおいて、生産計画に重大な影響を与える等の技術上の問題が発生していないこと。問題が発生している場合は、適切な対処策が示されていること。</p>
<p>(4) 開発・生産計画</p>	<p>(開発事業)</p> <p>① 開発計画（採掘方法、採掘計画、プラント設計、堆積場の設計、開発工程等）は、鉱床の特徴や周辺インフラ、地形、気候（高地、熱帯、寒冷地、乾燥地等）等が考慮されていること。</p> <p>② 生産計画は、埋蔵量や採掘能力、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>③ 堆積場（ズリ、選鉱廃滓、鉱滓等）や廃水処理設備等</p>

	<p>の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p> <p>(生産事業)</p> <p>① 生産計画は、埋蔵量や採掘能力、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>② 堆積場(ズリ、選鉱廃滓、鉱滓等)や廃水処理設備等の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p>
(5) 開発・生産体制	<p>① 事業を円滑に実施するために必要な開発・生産体制が構築されていること。</p> <p>② 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定される見込みであること。</p> <p>③ 初期不良等のトラブルに対して、コントラクターとの契約を含めて適切に対応できる体制になっていること。</p>
(6) 開発費、操業費	<p>① 開発費、操業費は、開発計画、生産計画と整合性があること。</p> <p>② 開発費、操業費は、立地環境等を考慮して適切に見積もられていること。</p>
(7) 自然環境・社会環境・立地条件	<p>① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効と認められる対処策が示されていること。</p>
2. 経済的審査事項	
(1) 資金計画	<p>① 対象事業の権利譲受けにおいて、出資先の資金計画が妥当なものであること。</p>
(2) 借入金返済の確実性	<p>① 出資先若しくは権利譲受けの対象会社(以下「買収対象会社」という。)が借入を行っている、又は借入を予定している場合は、生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、想定される変動の範囲で事業環境に不利な条件においても、原則として事業期間における DCR が 1 を超えること</p> <p>DCR = (元利返済に充当可能な原資の現在価値) / (借入金合計額)</p>
(3) 事業の経済性	<p>① 技術的審査において算定された開発費、生産量及び操</p>

	<p>業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件を置いたとき、事業のIRRが以下のとおりであることを確認する。</p> <p>採掘を伴う事業：原則として7.5%程度以上 採掘を伴わない事業：原則として6%程度以上</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
(4) 機構出資の経済性	<p>① 「事業の経済性」と同一の条件を置いたとき、機構出資のIRRが以下のとおりであること。</p> <p>採掘を行う事業：原則として7.5%程度以上 採掘を行わない事業：原則として6%程度以上</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。</p>
(5) 生産物販売先	<p>① 生産物販売契約が締結されているなど生産物販売先が確保されているか、又は確保される見込みがあること。</p>
3. 事業実施関連審査事項	
(1) 鉱石等供給契約	<p>① 採掘を行わない事業が対象の場合、鉱石等供給契約を締結している、又は締結する見込みであるなど、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。</p>
(2) 出資先等の保有する権利	<p>① 出資先は、権利保有比率に応じて、事業計画の策定など重要事項に関する意思決定に関与できること。</p> <p>② 出資先又はその関係会社（主に共同出資者のことを指し、以下「出資先等」という。）は、原則として、権利保有比率に応じた生産物の引取権、販売権等を有すること。</p> <p>③ 契約等において、事業からの途中段階での撤退や権益譲渡等の権利が過度に制限されていないこと。</p>
(3) 出資者等の経営方針	<p>① 出資者等の事業への参画の方針が明確で、事業方針に照らして適切であること。</p> <p>② 出資者等が事業の経営権を取得する場合は、企業買収実績を有し、買収後も適切な企業運営を実施できると見込まれること。</p>

(4) 日本への持ち込み	① 対象事業の生産物に関して、我が国の安定供給に危機が生じた場合は、出資先等が引取権、販売権等を有する生産物を日本に持込むことが可能であると見込まれること。
(5) 事業の規模	① 当該鉱山から我が国に供給される生産物は、原則として、我が国の総輸入量の一定割合（希少金属鉱物及びウランは 5%、それ以外の鉱種は 1%）以上であること、又は出資先の引取権が当該鉱山生産量の 30% 以上であること。
(6) 生産開始時期	① 当該事業からの生産開始が、機構出資後 5 年以内と見込まれること。
(7) 事業管理能力及び事業遂行能力	① 出資先等は、十分な事業管理能力を有していると認められること。 ② 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業遂行能力及び管理能力があると認められること。 (事業実施者は、対象事業を実質的に管理・運営する法人であり、対象事業に権益を保有する外国法人、出資先等又は出資先等が直接、間接にかかわらず出資する外国法人をいう。)
(8) 内部統制	① 事業実施者は、業務のモニタリング・内部監査システムなど適切な内部統制システムを有すること。
(9) 財務	① 事業実施者の財務状況等に特段の問題がないこと。偶発債務等の有無について確認がなされていること。 ② 事業実施者は監査報告、又はそれに代替するものを有すること。
(10) 経営状況等	① 出資先等及び事業実施者は、事業実施に必要な資金力を有していること。 ② 事業実施者の経営者（又は経営陣）は、対象事業を適切に管理できると認められること。 ③ 事業実施者の労務面、法務面、税務面において、事業の遂行に支障となる事象がないこと。
(11) 投資環境	① 対象国の投資環境について、事業実施に特段の障害がないと見込まれること。
4. 政策的審査事項	
(1) 政策的意義	① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。

【海外開発資金債務保証】

審査事項	審査基準等
1. 技術的審査事項	
(1) 資源量・埋蔵量	<p>(資源量)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資源量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると評価されること。 ② 探鉱データの品質に問題がないこと。 ③ 探鉱データに基づき、地質モデル及び鉱床の特徴に応じたブロックモデル等が構築され、資源量が適切に算出されていると評価されること。 <p>(埋蔵量)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 埋蔵量は、国際基準に準拠して算出されていること、又は国際基準と同等レベルの信頼性があると評価されること。 ② 採掘方法、選鉱方法、コスト、鉱石品位等を踏まえて適切に算出されていると評価されること。
(2) 原料鉱石等	<ul style="list-style-type: none"> ① 採掘を伴わない事業が対象の場合、原料鉱石等の品質（品位、物性、粒度分布、不純物含有量等）が、プラントへの供給において問題がないこと。 ② 原料鉱石等の調達計画量は、生産計画と整合性があること。なお、鉱山に併設された製錬所等で原料鉱石等の調達先が明確な場合は、生産計画は当該鉱山の埋蔵量と整合性があること。
(3) 個別技術	<p>(開発事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 採掘方法、選鉱方法等の個別技術は、対象とする鉱床タイプ、鉱石タイプ（鉱物組成、物性、粒径、脈石の状況等）に対して実績のある方法であること。新規技術等の採用が計画されている場合は、試験結果等に基づき、適格性が高い方法であると判断されること。 <p>(生産事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 操業又は操業立ち上げにおいて、生産計画に重大な影響を与える等の技術上の問題が発生していないこと。問題が発生している場合は、適切な対処策が示されていること。

<p>(4) 開発・生産計画</p>	<p>(開発事業)</p> <p>① 開発計画（採掘方法、採掘計画、プラント設計、堆積場の設計、開発工程等）は、鉱床の特徴や周辺インフラ、地形、気候（高地、熱帯、寒冷地、乾燥地等）等が考慮されていること。</p> <p>② 生産計画は、埋蔵量や採掘能力、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>③ 堆積場（ズリ、選鉱廃滓、鉱滓等）や廃水処理設備等の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p> <p>(生産事業)</p> <p>① 生産計画は、埋蔵量や採掘能力、プラントの実収率及び生産能力が考慮されていること。</p> <p>② 堆積場（ズリ、選鉱廃滓、鉱滓等）や廃水処理設備等の処理設備は、適格な設計がなされており、かつ十分な容量があること。</p>
<p>(5) 開発・生産体制</p>	<p>① 事業を円滑に実施するために必要な開発・生産体制が構築されていること。</p> <p>② 適切な方法によって、十分な実績と技術を有するコントラクターが選定されていること、又は選定される見込みであること。</p> <p>③ 初期不良等のトラブルに対して、コントラクターとの契約を含めて適切に対応できる体制になっていること。</p>
<p>(6) 開発費、操業費</p>	<p>① 開発費、操業費は、開発計画、生産計画と整合性があること。</p> <p>② 開発費、操業費は、立地環境等を考慮して適切に見積もられていること。</p>
<p>(7) 自然環境・社会環境・立地条件</p>	<p>① 対象地域の自然環境・社会環境・立地条件において、開発・操業の障害となる事象が存在しないこと。障害となる事象が存在する場合は、有効と認められる対処策が示されていること。</p>
<p>2. 経済的審査事項</p>	
<p>(1) 資金計画</p>	<p>① 保証委託者の借入予定額は、開発計画と整合性があること。</p> <p>② 返済計画は、生産計画に基づく資金収支見込みと整合性があること</p>
<p>(2) 借入金返済の確実性</p>	<p>技術的審査事項において算定された開発費、生産量及び</p>

	<p>操業費の見通しを前提に、金属価格、為替レート等について一定の条件をおくことにより、保証対象債務の返済確実性を確認する。</p> <p>① 保証対象債務の返済期間における DCR が 1 を超えること。 $DCR = \frac{\text{（元利返済に充当可能な原資の現在価値）}}{\text{（借入金合計額）}}$</p> <p>【注】保証委託者に機構の保証対象債務以外の借入金がある場合、借入金の合計額には当該借入金を含める。ただし、当該借入金が発行保証対象債務に劣後する場合、借入金合計額にこれを含めないことができるものとする。</p> <p>② 生産計画、開発・操業費、金属価格及び為替レートの各要素について感度分析を行い、想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な条件においても、原則として事業期間における DCR が 1 を超えること。</p>
(3) 生産物販売先	① 生産物の販売が可能と認められること。
3. 事業実施関連事項	
(1) 鉱石等供給契約	① 採掘を行わない事業が対象の場合、鉱石等供給契約を締結している、又は締結する見込みであるなど、原料鉱石等の確保が相当程度確実であること。
(2) 債務保証の申込者等の保有する権利	<p>① 債務保証の申込者又はその関係会社（以下「申込者等」という。）は、事業計画の策定など重要事項に関する意思決定に関与できること。</p> <p>② 申込者等は、生産物の全部又は一部について、引取権、販売権等を有すること。</p>
(3) 日本への持ち込み	① 対象事業の生産物に関して、我が国の安定供給に危機が生じた場合は、保証委託者等が引取権、販売権等を有する生産物を日本に持ち込むことが可能であると見込まれること。
(4) 事業管理能力及び事業遂行能力	<p>① 申込者等は、十分な事業管理能力を有していると認められること。</p> <p>② 事業実施者は、在籍する人材及び同種の事業の実績等から、十分な事業遂行能力及び管理能力があると認められること。</p>

	<p>(事業実施者は、対象事業を実質的に管理・運営する法人であり、対象事業に権益を保有する主要な外国法人、保証委託者等又は保証委託者等が直接、間接にかかわらず出資する外国法人をいう。)</p>
(5) 経営状況等	<p>① 事業実施者並びに申込者等及び保証委託者等は、事業実施に必要な資金力又は資金調達能力を有していること。</p> <p>② 事業実施者の経営者(又は経営陣)は、対象事業を適切に管理できると認められること。</p> <p>③ 事業実施者の労務面、法務面、税務面において、事業の遂行に支障となる事象がないこと。</p>
(6) 投資環境	<p>① 対象国の投資環境について、事業実施に特段の障害がないと見込まれること。</p>
4. 政策的審査事項	
(1) 政策的意義	<p>① 国の金属資源確保の方針及び別に定める要素を考慮し、総合的に判断する。</p>

附 則

この業務通達は、令和2年11月2日から施行する。